

認知症高齢者グループホーム等における消防法令の改正

概要

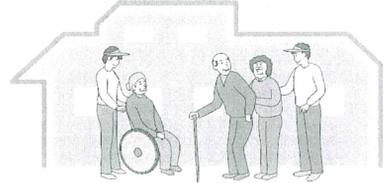
認知症高齢者グループホーム、ショートステイ、特別養護老人ホームなど自力避難が困難な方々が利用する施設において「自動火災報知設備」「火災通報設備」などの設置基準が強化されました。

対象施設

自力避難が困難な方々が入居する **グループホーム** **ショートステイ** **特別養護老人ホーム** など

■消防法施行令別表第1 (6) 項口

老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、有料老人ホーム（主として要介護状態にある者を入居させるものに限る。）、介護老人保健施設、救護施設、乳児院、知的障害児施設、盲ろうあ児施設（通所施設を除く。）、肢体不自由児施設（通所施設を除く。）、重症心身障害児施設、障害者支援施設（主として障害の程度が重い者を入所させるものに限る。）、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5号の2第4項若しくは第6項に規定する老人短期入所事業若しくは認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設又は障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第5条第8項若しくは第10項に規定する短期入所若しくは共同生活介護を行う施設（主として障害の程度が重い者を入所させるものに限る。）



改正のポイント

認知症高齢者グループホーム等への「自動火災報知設備」「火災通報装置」「消火器」などの設置対象が拡大されました。

消防用設備等の種類

自動火災報知設備※

火災発生を管理室や施設内にお知らせ。



消防機関に通報する 火災通報設備

ボタンを押すだけで、消防機関に火災を自動通報。



消火器

初期消火に活用。

スプリンクラー設備

今までの設置基準

延べ面積
300㎡以上
地下街にある
施設も含む

延べ面積
500㎡以上

延べ面積
150㎡以上

延べ面積
1,000㎡以上

新しい設置基準

(6)項口で
延べ面積300㎡未満の建物などを
特定小規模施設と定義

建物の
延べ面積に
関係なく
設置が必要

延べ面積
275㎡以上

※自動火災報知設備(検定品)の代わりに住宅火災警報器(鑑定品)を設置することはできません。

さらに 収容人員10人以上の施設では、防火管理者の選任も必要になりました。

設置期限

